

証券税制 Q & A

教えて!

小谷野先生



相続・贈与編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

Q

私の父が先亡くなり、父の財産を相続することになりました。父は生前、旧知の友人Aが事業資金の借入を行う際に、債務の保証をしていました。父が亡くなる前に、このAが当該借入の返済が出来なくなり、返済の目途を立てることもできなくなつたため、保証人である父に返済の請求がなされました。そのような返済の請求を受けた状況下で、父は亡くなってしまいました。父が債務保証を行っていた事実は私も認識しており、父の相続財産のうち株式の一部を譲渡し、それにより得た資金で当該借入の返済を考えています。また、この肩代わりの金額を主たる債務者であるAから返還してもらえない見込みはありません。相続税を計算するとき、被相続人である父自身の借入などは遺産総額から控除できるかと思いますが、当該保証債務も同様に控除することができるのでしょうか。なお、父の遺産総額は約5億円で、当該保証債務の金額は約1億円です。(この他に債務はありません)。

A

税における取扱い

(1) 相続 遺産総額から控除できる債務は、被相続人が死亡したときにあつた債務で確定と認められるものです。原則として保証債務は、債務控除の対象とはなりません。保証債務は、保証債務を履行した場合に主たる債務者への求償権の行使により補てんされるという性質があるため、確実な債務とはいえないからです。

(1) 相続 被相続人が生前に債務が弁済不能となつている部分の金額につき、債務控除をすることができません。①相続開始時ににおいて、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証人がその債務を履行しなければならぬ状況であること。②主たる債務者に求償権を行使しても弁済を受けられない見込みがないこと。

(2) 相続の放棄、限定承認 本ケースでは遺産総額が債務金額を上回つておりますが、逆に遺産総額が債務金額を下回る場合などは、相続の放棄や限定承認という方法等をとることも考えられます。

(3) 所得税等における取扱い 債務保証の履行のためであつても、財産を譲渡した場合にその譲渡所得につき原則として所得税等が課されます。しかし、保証債務を履行するために資産(一定のものを除く)の譲渡をした場合において、主たる債務者が弁済不能の状態に陥り、当該保証債務履行に伴う求償権を行使できなかったときは、その行使できなくなった部分については所得の計算上なかつたものとする特例があります。本ケースでは、債務保証の履行のために株式を譲渡しており、あなたの当該株式に係る譲渡所得の金額の計算上、その行使できなくなった部分についてはなかつたものとします。なお、(1)により相続税計算上で債務控除をする場合でも、この特例を適用することができます。

また、(2)の限定承認をした場合には被相続人について所得税が課税される場合もあります。相続の放棄や限定承認を行う上では慎重に判断する必要がありますので、検討にあつては顧問税理士や会計士等の専門家に相談されることをおすすめします。